

安心しておはなしください。



女性のHumanホットラインは
お近くの法務局・地方法務局で
相談をお受けします

※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・
地方法務局で電話を受ける場合があります。
※PHS・IP電話からは接続できません。

(平成19年3月)



ひとりで悩まず、
電話してください。



HOT LINE
 ゼロナナゼロのハートライン
0570-070-810
(全国共通)

女性のHumanホットライン

法務省人權擁護局・全國人權擁護委員連合会

相談の実例

女性の人権ホットラインには、これまで、次のような相談が寄せられています。

Q 女性の人権ホットラインとは…

A

人はみな人権を有しています。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。法務省は、従来から様々な活動を通じて女性の人権問題に取り組んできましたが、平成12年度から、このような取組の一環として、悩みを持つた女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口を設けました。それが、「女性の人権ホットライン」です。

Q どんな相談を受け付けているの…

A

職場における男女差別やセクシュアル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害についての相談を受け付けています。秘密は厳守いたします。

Q 誰が相談に応じているの…

A

女性の人権擁護委員及び法務局・地方法務局の女性職員が中心となって相談に応じています。

夫の暴力がひどく、骨折したこともある。

現在別居しているが、離婚に応じず、電話での嫌がらせが続いている。



パート先の上司が、従業員が少ないときに体を触るなどしたあげくに、「嫌なら辞めればいい」などという。

夜中に無言電話がかかたり、嫌がらせの手紙が届いたりして、精神的にまいっている。

夫と性格的に合わないので離婚したいが、子どもの親権でもめているほか、離婚後に経済的に自立できるか不安である。



近隣に住む女性が、私や家族の悪口を近所で言いふらしたり、玄関先にゴミをまくなどの嫌がらせを行っている。

リストラを前提とした賃金カットや転勤の強要があつた。